高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者の日常生活の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るために実施するごみの個別収集事業(以下「個別収集」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 個別収集の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者と する。
 - (1)市内に住所を有すること。
 - (2)満65歳以上であること。
 - (3)ひとり暮らしであること。
 - (4)要介護認定を受けていること。
 - (5)燃やせるごみを自ら集積場まで搬出することが困難であること。
 - (6)燃やせるごみを近隣住民等の協力を得て集積場まで搬出することができないこと。
 - 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるひとり暮らし高齢者については、 個別収集の対象とすることができる。

(費用負担)

第3条 個別収集に係る費用は無償とする。

(申請方法)

第4条 個別収集を利用しようとする者(代理人を含む。以下「利用希望者」という。)は、 高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集実施申請書(様式第1号)を市長に提出しな ければならない。

(現況調査及び決定通知)

- 第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに対象者の現況を調査し、 個別収集の利用の可否を決定したときは、その旨を高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個 別収集可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 前項の調査を実施するときは、あらかじめ利用希望者の同意を得るものとする。 (収集方法)
- 第6条 市長は、個別収集の利用を可とする決定(以下「利用の決定」という。)をした者 (代理人を含む。以下「利用者」という。)と協議のうえ、収集開始時期、排出場所、収 集曜日・時間その他の個別収集に必要な事項を決定するものとする。
- 2 利用者は、前項により決定された方法によりごみを排出しなければならない。 (届出義務)
- 第7条 利用者が、転出、長期不在等により個別収集の必要がなくなった場合又は申請の 内容に変更があった場合は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。 (決定の取消し)
- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の決定を取り消す ものとする。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により利用の決定を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附即

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。